

令和元年度における戸田市人事行政の運営等の状況

目次

	頁
1 職員の任免及び職員数に関する状況	…… 1
(1) 職員の採用状況	
(2) 再任用の状況	
(3) 職位別任用状況	
(4) 職員の退職の状況	
2 職員の人事評価の状況	…… 2
(1) 評価制度の概要	
(2) 人事評価結果の活用	
(3) その他	
3 職員の給与の状況	…… 3 ~ 19
I 総括	…… 3 ~ 4
(1) 人件費の状況（普通会計決算）	
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）	
(3) ラスパイレス指数の状況	
(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について	
(5) 特記事項	
II 職員の平均給与月額、初任給等の状況	…… 5
(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況	
(2) 職員の初任給の状況	
(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況	
III 一般行政職の級別職員数等の状況	…… 6 ~ 7
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況	
(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））	
(3) 昇給への人事評価の活用状況（戸田市）	
IV 職員の手当の状況	…… 8 ~ 11
(1) 期末手当・勤勉手当	
(2) 退職手当	
(3) 地域手当	
(4) 特殊勤務手当	
(5) 超過勤務手当	
(6) その他の手当	
V 特別職の報酬等の状況	…… 12
VI 職員数の状況	…… 12 ~ 13
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由	
(2) 年齢別職員構成の状況	
(3) 職員数の推移	
VII 公営企業職員の状況	…… 14 ~ 19
(1) 水道事業	
(2) 下水道事業	
4 職員の休業に関する状況	…… 20
(1) 育児休業等の取得状況	
(2) 育児休業等の承認期間	
5 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況	…… 21
(1) 勤務時間の概要	
(2) 休暇取得状況	
(3) 時間外勤務の状況	
6 職員の分限及び懲戒処分の状況	…… 22
(1) 分限処分の状況	
(2) 懲戒処分の状況	
7 職員の服務の状況	…… 23
(1) 営利企業等従事制限に係る許可の状況	
8 職員の退職管理の状況	…… 24
(1) 退職管理の概要	
9 職員の研修の状況	…… 25
(1) 研修の概要	
10 職員の福祉及び利益の保護の状況	…… 26
(1) 福利厚生制度の概要	
(2) 公務災害等の発生状況	
11 公平委員会の状況	…… 27
(1) 勤務条件に関する措置の要求等の状況	

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用状況

令和2年4月1日採用

(単位:人)

職種名	採用数	うち女性数
事務職	18	10
技術職	1	0
保育士	4	4
看護師	2	1
診療放射線技師	1	0
保健師	3	3
消防	5	0
合計	34	18

(2) 再任用の状況

令和2年4月1日採用

(単位:人)

職種名	人数	内訳	
		男	女
専門員(フルタイム勤務職員)	18	14	4
専門員(短時間勤務職員)	8	5	3

(3) 職位別任用状況

平成31年4月1日現在

(単位:人)

職名	昇任者数	内訳	
		男	女
部長級	2	1	1
参事級	0	0	0
次長級	4	4	0
副参事級	2	2	0
課長級	6	4	2
主幹級	17	13	4
副主幹級	15	15	0
合計	46	39	7

(4) 職員の退職の状況

平成31年4月1日～令和2年3月31日

(単位:人)

職種名	定年退職	普通退職	その他(死亡)	勤務延長期限到来	合計
事務職	4	10	0	0	14
技術職	1	2	0	0	3
保育士	0	2	0	0	2
消防	2	3	0	0	5
医療技術	3	2	0	0	5
その他(調理士、技能員等)	0	0	0	0	0
合計	10	19	0	0	29

2 職員の人事評価の状況

(1) 評価制度の概要

評価の種類	業績評価	職員が職務の遂行によって達成した業績を評価するもの				
	能力評価	職員が職務の遂行において発揮した能力を評価するもの				
対象期間	4月1日～3月31日					
対象職員	一般職の全職員					
評価者	業績評価		評価補助者	評価者	1次調整者	2次調整者
		部長級	—	副市長	—	—
		次長級	—	部長職	—	—
		課長級	—	次長職	部長職	—
		主幹級・副主幹級	—	課長職	次長職	部長職
		主査級以下	主幹職・副主幹職			
	能力評価		評価補助者	1次評価者	2次評価者	3次評価者
		部長級	—	—	—	副市長
		次長級	—	—	部長職	—
		課長級	—	次長職	部長職	—
		主幹級・副主幹級	—	課長職	次長職	部長職
		主査級以下	主幹職・副主幹職			

(2) 人事評価結果の活用

人事評価の結果は、昇給及び勤勉手当、人事異動、人材育成の資料等に活用する。

(3) その他

新任の評価者に対する研修及び新規採用職員等への人事評価研修を実施している。

3 職員の給与の状況

I 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (令和2年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 30年度の人件費率
元年度	140,642人	55,347,469千円	3,698,603千円	7,248,939千円	13.10%	14.11%

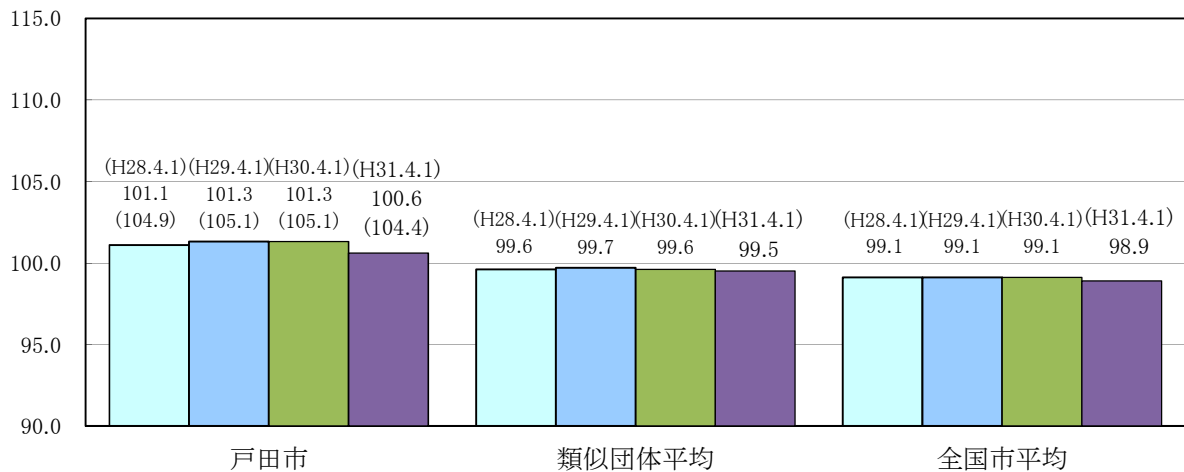
(注) 人件費には、特別職に支給される給料、報酬等を含む。

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与			計 B	(参考) 一人当たり 給与費 (B/A)	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当			
元年度	861人(16)	3,146,204千円	1,064,022千円	1,378,340千円	5,588,386千円	6,343千円	6,426千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、平成31年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 () 書きの数值は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。（補正前のラスパイレス指数×（1+当該団体の地域手当支給率）／（1+国の指定基準に基づく地域手当支給率）により算出。）
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 平成31年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べて1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

本市は、若手の積極的な登用を進めていることから、同年代の国家公務員よりも昇任ペースが早い傾向があり、結果的にラスパイレス指数を押し上げる要因となっている。また、短大卒や高校卒の区分での変動が顕著であり、特に50代の職員において、その区分の職員の割合が多いことも原因の一つと考えられる。長期的には、ラスパイレス指数は減少していく見込みである。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

給料表は国に準拠し、適正に見直す。また、経過措置は行わないこととする。（平成28年4月1日より実施）

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）国基準6%に対し、戸田市においては10%を支給。

（実施時期）平成27年4月1日時点は8%だったが、総合的見直しにより、平成28年4月1日より10%へと改定。

（参考）

	平成26年度の 支給割合	平成27年度の支給割合		平成28年度 の支給割合	平成29年度 の支給割合	平成30年度 の支給割合	令和元年度 の支給割合
		4月1日時点	遡及改定後				
国基準による 支給割合	6%	6%	-	6%	6%	6%	6%
戸田市の 支給割合	8%	8%	-	10%	10%	10%	10%

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に改正を実施。（平成28年4月1日より実施）

(5) 特記事項

II 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和2年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
戸田市	38.8 歳	337,642 円	423,134 円	371,607 円
埼玉県	42.4 歳	320,608 円	419,166 円	374,918 円
国	43.4 歳	329,433 円	— 円	411,123 円
類似団体	42.3 歳	319,252 円	415,881 円	370,239 円

②技能労務職

区分	公務員				民間			参考 A/B	
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する 民間の 類似職種	平均年齢		平均給与月額 (B)
戸田市	47.9 歳	19 人	337,518 円	378,516 円	375,039 円	—	— 歳	— 円	—
うち学校給食員	47.9 歳	19 人	337,518 円	378,516 円	375,039 円	調理士	43.5 歳	272,800 円	1.39
うち用務員	0.0 歳	0 人	0 円	0 円	0 円	—	—	— 円	—
うちその他	0.0 歳	0 人	0 円	0 円	0 円	—	—	— 円	—
埼玉県	53.3 歳	197 人	322,644 円	378,703 円	355,577 円	—	—	— 円	—
国	50.9 歳	2,431 人	287,312 円	— 円	329,380 円	—	—	— 円	—
類似団体	51.3 歳	41 人	330,037 円	393,812 円	368,857 円	—	—	— 円	—

区分	参考 年取ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
戸田市	6,077,819 円	— 円	—
うち学校給食員	6,077,819 円	3,687,300 円	1.65
うち用務員	0 円	— 円	—
うちその他	0 円	— 円	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを活用している。(平成28～30年の3年平均)
 ※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
 ※年取ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。
 3 国、県及び類似団体のデータについては、総務省より提供のあった最新のものを。

(2) 職員の初任給の状況（令和2年4月1日現在）

区分		戸田市	埼玉県	国
一般行政職	大学卒	188,700 円	187,200 円	180,700 円
	高校卒	160,100 円	153,000 円	148,600 円
技能労務職	高校卒	157,400 円	155,500 円	—
	中学卒	147,900 円	139,950 円	—

(注) 国及び県のデータについては、平成31年4月1日時点のもの。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和2年4月1日現在）

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	255,000円	333,400円	362,100円	373,800円
	高校卒	223,200円	302,400円	341,100円	364,600円
技能労務職	高校卒	221,700円	266,500円	284,800円	295,200円
	中学卒	210,400円	258,600円	278,700円	291,300円

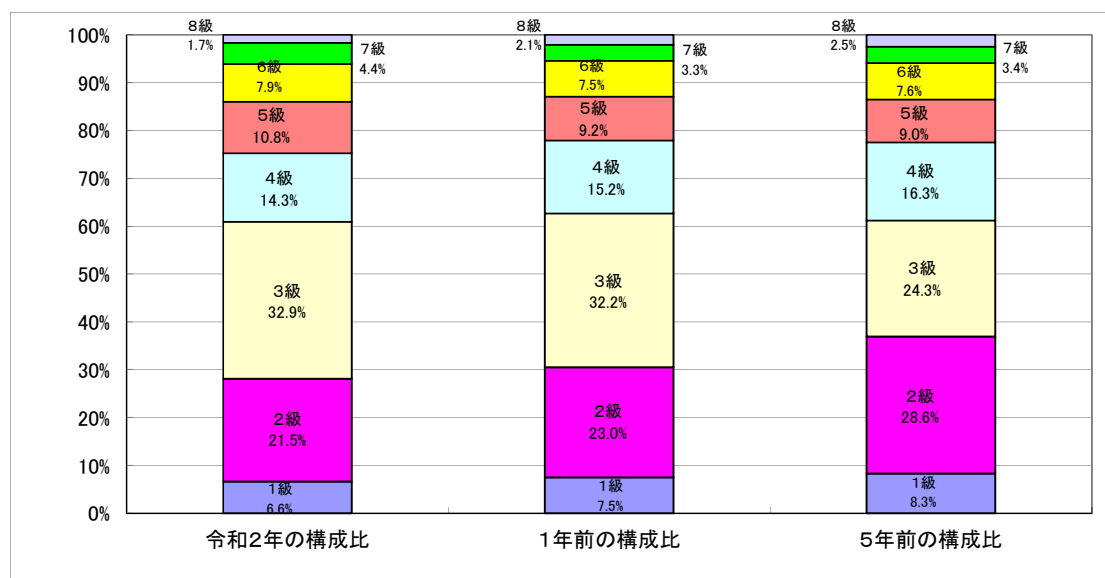
(注) 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいうものである。

Ⅲ 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和2年4月1日現在）

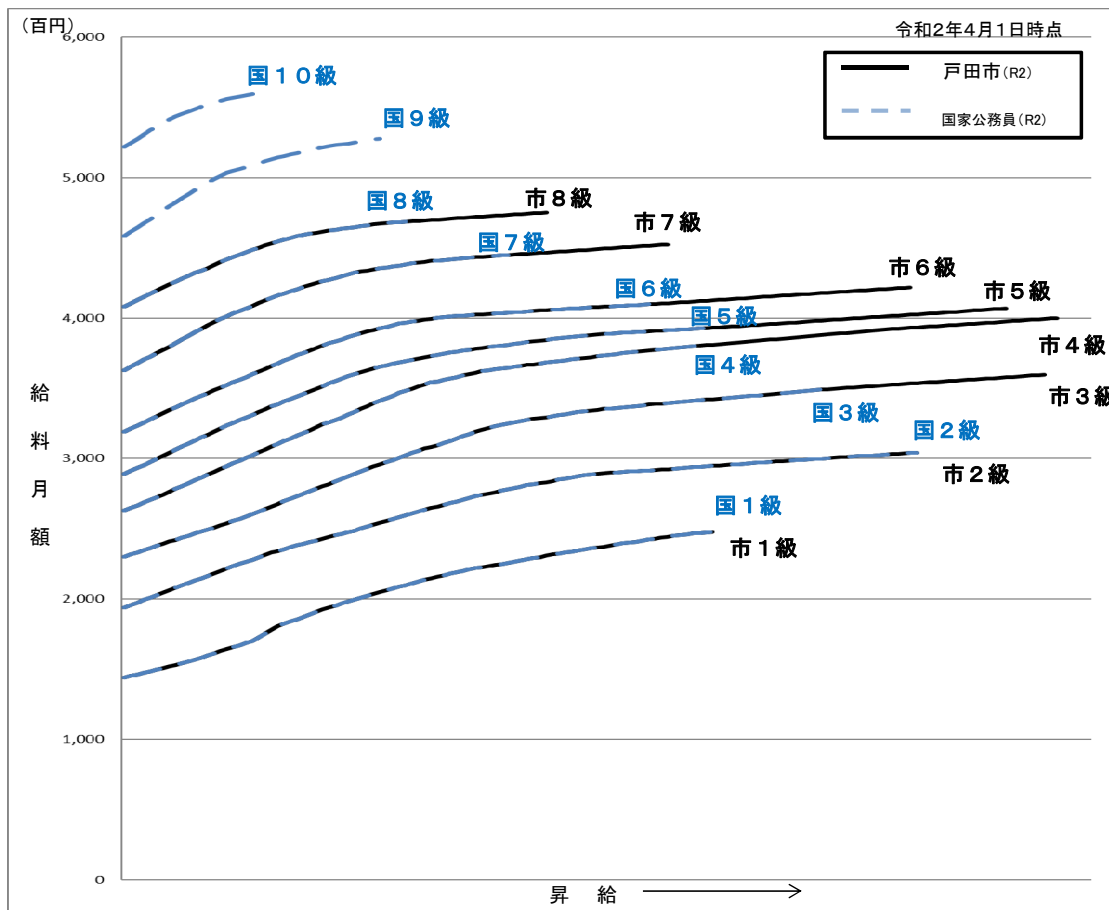
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事補・技師補	32人	6.62%	146,100円	247,600円
2 級	主事・技師	104人	21.53%	195,500円	304,200円
3 級	主任	159人 (5)	32.92% (62.5%)	231,500円	359,600円
4 級	副主幹	69人 (3)	14.28% (37.5%)	264,200円	399,900円
5 級	主幹	52人	10.77%	289,700円	406,800円
6 級	課長	38人	7.87%	319,200円	421,900円
7 級	次長	21人	4.35%	362,900円	452,400円
8 級	部長	8人	1.66%	408,100円	475,200円

- (注) 1 戸田市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。
 3 () 内は、再任用短時間勤務職員であり、外書きである。



※対象者は市長部局の一般行政職給料表適用者とする。

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和2年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（戸田市）

平成31年4月2日から令和2年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能 な区分	昇給実績が ある区分	昇給可能 な区分	昇給実績が ある区分
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				
標準、下位の区分		○		○
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

IV 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

戸 田 市	埼 玉 県	国
1人当たり平均支給額（令和元年度） 1,656 千円	1人当たり平均支給額（平成30年度） 1,749 千円	—
(令和元年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 1.90 月分 (1.45)月分 (0.9) 月分 勤勉手当	(平成30年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 1.85 月分 (1.45)月分 (0.90)月分 勤勉手当	(平成30年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 1.85 月分 (1.45)月分 (0.90)月分 勤勉手当
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

- (注) 1 ()内は、再任用職員に係る支給割合である。
2 国、及び県のデータについては、平成30年度のもの。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（戸田市）

令和元年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	
上位、標準の成績率		○		○
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和2年4月1日現在）

戸 田 市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
			その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 割増率(2～45%)	
1人当たり平均支給額	2,589 千円	22,552 千円			

- (注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。
2 国のデータについては、平成31年4月1日時点のもの。

(3) 地域手当（令和2年4月1日現在）

支給実績（令和元年度決算）		336,595 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和元年度決算）		379 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
市内全域	10 %	888 人	6 %

(4) 特殊勤務手当 (令和2年4月1日現在)

支給実績 (令和元年度決算)		21,085 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和元年度決算)		98,069 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (令和元年度)		24.2 %		
手当の種類 (手当数)		13		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和元年度決算)	左記職員に対する支給単価
税務事務手当	収納推進課、長寿介護課の職員	戸別に訪問して、市税、国民健康保険税又は介護保険料の徴収の事務に従事したとき	0千円	日額200円
防疫作業手当	環境課の職員	(1) 感染症患者等々の救護、感染症等の病原体の附着した物件等の処理作業に従事したとき	0千円	日額500円
		(2) 毒物、劇物を使用して植物の防疫作業又ははちの駆除に従事したとき	0千円	
行旅死亡人取扱業務手当	生活支援課の職員	行旅死亡人又は変死人の取扱業務に従事したとき	0千円	1体1,500円
消防業務手当	消防職員	(1) 救急現場に出場したとき	3,009千円	1回120円
		救急救命士の資格を有する職員が救急救命士法の規定に基づく救急救命処置を実施したとき	141千円	1回600円
		(2) 機関員として、火災、救助、その他災害出動に従事したとき	62千円	1当番120円
		(3) 水死人等の取扱業務に従事したとき	9千円	1件1,000円
		(4) はしご車の操作若しくは登はん、高所(地上10m以上)作業又は訓練に出場したとき	321千円	1回150円
(5) 潜水器具を装着して水難救助活動又は捜索活動に従事したとき	6千円	1回600円		
医師手当	市民医療センターの医師	(1) 勤務時間外に医師が往診したとき	0千円	1軒450円
		(2) 医師が、診療、検診等に従事したとき	12,024千円	月額167,000円
夜間看護等手当	市民医療センターの看護師、准看護師若しくは介護福祉士又は市長がこれらに準ずると認める職員	正規の勤務時間による勤務の一部は又は全部が深夜(午後10時から翌日の午前5時まで)において行われる看護等の業務に従事したとき	0千円	1回2時間未満 3,700円
			0千円	2時間以上4時間未満 4,700円
			2,280千円	4時間以上6時間以下 6,000円
放射線取扱業務手当	市民医療センターの診療放射線技師	放射線照射装置を使用して行う撮影又は透視業務に従事したとき	88千円	日額200円
臨床検査業務等手当	市民医療センターの臨床検査技師又は衛生検査技師	専ら検査業務に従事したとき	34千円	日額150円
現場業務手当	都市整備部の職員又は市長が定める職員	(1) 交通ひんばんな道路上で工事等に伴い、測量、境界査定、検査、作業又は監督業務に従事したとき	0千円	日額200円
		(2) 公共施設又は建設工事現場における高所(地上10m以上)での調査、検査又は監督業務に従事したとき	0千円	日額200円
公害業務手当	環境課の職員	公害防止のためガス、粉じん、悪臭、排水等で有毒又は危険を伴う工場等への立入り又は紛争処理を要する調査、指導、勧告、若しくは命令の業務に従事したとき	0千円	日額200円

福祉業務手当	社会福祉法第15条第1項第1号及び第2号に規定する所員	庁外で、調査、相談、指導等の社会福祉業務に従事したとき	652千円	日額500円
変則勤務手当	正規の勤務時間が日曜日又は土曜日に割り振られている職員(夜間看護等手当の支給を受ける職員及び消防職員を除く。)のうち、当該勤務が割り振りされる対象となる職員	午後6時から翌日の午前8時までに勤務した職員	1,782千円	日額700円
災害対策業務手当	災害警戒本部又は災害対策本部が設置され、解除されるまでの間、災害対策業務に従事した職員	(1) 災害対策業務に従事するため、正規の勤務時間外に緊急呼び出しにより出勤したとき	271千円	1回600円
		(2) 道路若しくは周辺又は河川の堤防等において行う巡回監視又は応急作業若しくは応急作業のための災害状況調査等に従事したとき	274千円	日額1,400円
		(3) 災害業務に従事した管理職員(正規の勤務時間を除く。)	125千円	日額600円

(5) 超過勤務手当

支給実績 (令和元年度決算)	279,948 千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和元年度決算)	550 千円
支給実績 (平成30年度決算)	271,824 千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成30年度決算)	477 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和元年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (令和2年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価		国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和元年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和元年度決算)		
扶養手当	配偶者	6,500円	同	-	93,008 千円	240,953 円		
	子	10,000円	同	-				
	子以外	6,500円	同	-				
	16歳から22歳までの子への加算措置	各5,000円	同	-				
住居手当	借家(最高限度額)	28,000円	同	-	106,046 千円	180,657 円		
	自家	7,500円	異	国0円				
通勤手当	交通機関等利用者	運賃等相当額 (通勤距離が片道2km以上、上限なし)	異	国(通勤距離が片道2km以上、上限55,000円)	49,431 千円	73,998 円		
	交通用具使用者	距離に応じた定額(通勤距離が片道2km以上)	同					
管理職手当	部長	80,000円	異	国は、俸給の特別調整額区分別に定められた額を支給(33,200円~130,300円)	121,560 千円	633,125 円		
	参事、参与、次長	70,000円						
	副参事、課長	60,000円						
	主幹	50,000円						
休日給	休日給	135/100	同		44,920 千円	418,877 円		
夜勤手当	夜勤手当	25/100	同		5,965 千円	64,135 円		
宿直手当	一般の宿日直	6,500円	異	国4,200円	476 千円	95,200 円		
	医師の日直	21,000円	同					
	常直	7,000円	異	国21,000円				
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要等により週休日又は休日等に勤務した場合	/		異	俸給の特別調整額適用職員については、6,000円~18,000円	2,409 千円	19,909 円	
	部長相当職							12,000円
	次長相当職							11,000円
	課長相当職							10,000円
	主幹相当職							9,000円
	管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要等により週休日等以外の日の深夜に勤務した場合	/		異	一種~五種適用職員については、3,000円~6,000円	9 千円	4,300 円	
	部長相当職							6,000円
	次長相当職							5,000円
	課長相当職							4,300円
	主幹相当職							3,500円

V 特別職の報酬等の状況（令和2年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額		等
給料	市 長	970,000	円	(参考) 類似団体における最高/最低額		
	副 市 長	814,000	円	1,030,000 / 516,000	円	
報酬	議 長	540,000	円	880,000 / 481,000	円	
	副 議 長	490,000	円	760,000 / 450,000	円	
	議 員	450,000	円	670,000 / 400,000	円	
期末手当	市 長	(令和元年度支給割合)		4.50 月分		
	副 市 長	(令和元年度支給割合)		4.50 月分		
退職手当	市 長	(算定方式)		(支給時期)		
	副 市 長	970,000円×在職月数×0.35×115/100		任期毎		
		814,000円×在職月数×0.21×115/100		任期毎		

(注) 類似団体の最高額及び最低額については、総務省より提供のあった最新のものを。

VI 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

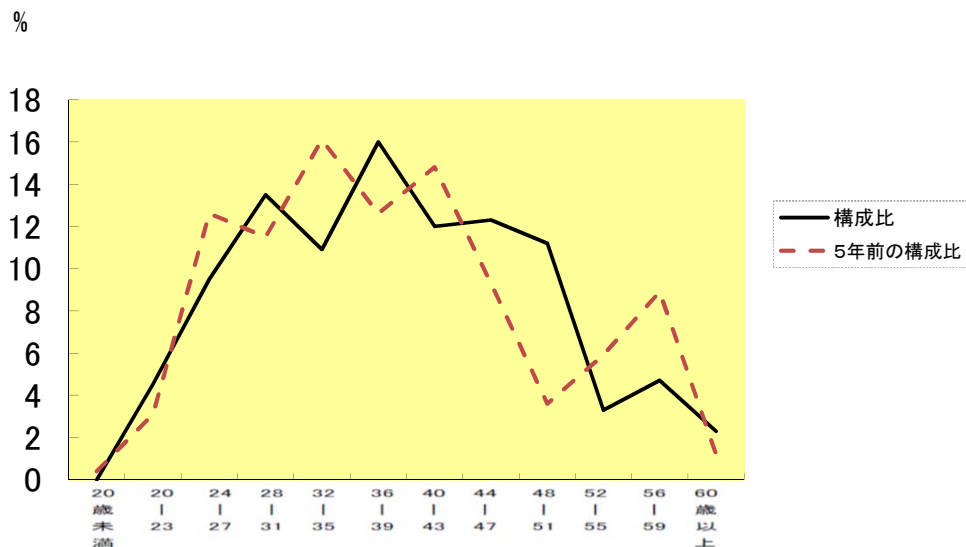
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成31年	令和2年		
一 般 行 政 部 門 福祉関係を除く	議会	9	9	0	業務増加や欠員補充による増、事務の統廃合縮小に伴う減等。
	総務	165	165	0	
	税務	47	46	-1	
	労働	0	0	0	
	農林水産	0	0	0	
	商工	11	11	0	
	土木	86	85	-1	
	小 計	318	316	-2	
一 般 行 政 部 門 福祉関係	民生	211	214	3	
	衛生	84	84	0	
	小 計	295	298	3	
一 般 行 政 計		613	614	1	<参考>人口1万当たりの職員数43.6人
特 別 行 政 部 門	教育	97	97	0	事務の業務量勘案による増。
	警察	0	0	0	
	消防	139	140	1	
	小 計	236	237	1	
公 営 企 業 計 等 部 門	病院	0	0	0	事務の業務量勘案による増。
	水道	20	20	0	
	交通	0	0	0	
	下水道	11	11	0	
	その他	34	37	3	
	小 計	65	68	3	
合 計		914 [1,028]	919 [1,054]	5 [26]	<参考>人口1万当たりの職員数65.3人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成31年4月1日現在）



区 分	20歳 未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
職員数	0人	41人	87人	124人	100人	147人	110人	113人	103人	30人	43人	21人	919人

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

部 門 別 \ 年 度	27年	28年	29年	30年	令和元年	令和2年	過去5年間の 増減数(率)
一般行政	562	565	572	603	613	614	51(9.07%)
教育	94	95	99	95	97	97	3(3.19%)
消防	139	139	139	139	139	140	1(0.72%)
普通会計	795	799	810	837	849	851	54(6.79%)
公営企業等会計	98	95	90	59	65	68	-30(-30.61%)
総合計	893	894	900	896	914	919	21(2.35%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

Ⅶ 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 30年度の総費用に占める 職員給与費比率
元年度	千円 2,204,797	千円 219,154	千円 104,954	% 4.76	% 4.49

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費46,276千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費			(参考) 一人当たり 給与費 (B/A)	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費	
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当			計 B
元年度	人 20	千円 71,405	千円 25,120	千円 30,055	千円 126,580	千円 6,329	千円 6,181

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、令和2年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

--

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (令和2年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
戸 田 市 (水 道 事 業)	40.3 歳	356,518 円	527,417 円
団 体 平 均	44.3 歳	340,929 円	514,169 円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
2 団体平均のデータについては、総務省から提供があった最新のものの。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

戸 田 市 (水 道 事 業)		戸田市 (水道・下水道事業以外)	
1人当たり平均支給額 (令和元年度) 1,582 千円		1人当たり平均支給額 (令和元年度) 1,656 千円	
(令和元年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分		(令和元年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分	
勤勉手当 1.90 月分 (0.9) 月分		勤勉手当 1.90 月分 (0.9) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当 (令和2年4月1日現在)

戸 田 市 (水 道 事 業)				国			
(支給率)	自己都合	勸奨・定年		(支給率)	自己都合	勸奨・定年	
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分		勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分		勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分		勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分		最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	
1人当たり平均支給額 207 千円 0 千円				その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 割増率(2~45%)			

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。
2 国のデータについては、平成31年4月1日時点のもの。

ウ 地域手当（令和2年4月1日現在）

支給実績（令和元年度決算）		7,845 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和元年度決算）		412,895 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
市内全域	10 %	19 人	10 %

エ 特殊勤務手当（令和2年4月1日現在）

支給実績（令和元年度決算）		18 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和元年度決算）		2,000 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和元年度）		45.0 %	
手当の種類（手当数）		2	
手当の名称	主な支給対象職員及び業務	支給実績 （令和元年度決算）	左記職員に対する支給単価
現場業務手当	交通頻繁な道路上での水道の使用開始、中止、給水停止等の現場業務に従事した職員	0	日額200円
	交通頻繁な道路上での水道施設の工事の監督、維持管理等の現場業務に従事した職員	0	
災害対策業務手当	災害対策業務に従事するため、正規の勤務時間外に緊急呼び出しにより出勤した職員	5,400	1回600円
	道路若しくは周辺又は河川の堤防等において行う巡回監視又は応急作業若しくは応急作業のための災害状況調査等に従事した職員	8,400	日額1,400円
	災害業務に従事した管理職員（正規の勤務時間を除く。）	4,200	日額600円

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和元年度決算）	6,460 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和元年度決算）	497 千円
支給実績（平成30年度決算）	6,561 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成30年度決算）	505 千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和元年度決算）」を同じ年度の4月1日現在の総職員数現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和2年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価		国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和元年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和元年度決算)
扶養手当	配偶者	6,500円	同	-	2,036 千円	226,222 円
	子	10,000円	同	-		
	子以外	6,500円	同	-		
	16歳から22歳までの子への加算措置	各5,000円	同	-		
住居手当	借家 (最高限度額)	28,000円	同	-	1,789 千円	149,083 円
	自家	7,500円	異	国0円		
通勤手当	交通機関等利用者	運賃等相当額 (通勤距離が片道2km以上、上限なし)	異	国(通勤距離が片道2km以上、上限55,000円)	1,964 千円	115,529 円
	交通用具使用者	距離に応じた定額(通勤距離片道2km以上)	同	-		
管理職手当	部長	80,000円	異	国は、俸給の特別調整額区分別に定められた額を支給(33,200円～130,300円)	4,920 千円	702,857 円
	参事、参与、次長	70,000円				
	副参事、課長	60,000円				
	主幹	50,000円				
休日勤務手当	休日給	135/100	同	-	0 千円	0 円
夜間勤務手当	夜勤手当	25/100	同	-	0 千円	0 円
宿直手当	一般の宿日直	6,500円	異	国4,200円	0 千円	0 円
	医師の日直	20,000円	同			
	常直	7,000円	異	国21,000円		
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要等により週休日又は休日等に勤務した場合	/			88 千円	17,600 円
	部長相当職	12,000円	異	俸給の特別調整額適用職員については、6,000円～18,000円		
	次長相当職	11,000円				
	課長相当職	10,000円				
	主幹相当職	9,000円				
	管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要等により週休日等以外の日の深夜に勤務した場合	/			0 千円	0 円
	部長相当職	6,000円	異	一種～五種適用職員については、3,000円～6,000円		
	次長相当職	5,000円				
課長相当職	4,300円					
主幹相当職	3,500円					

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 30年度の総費用に占める 職員給与費比率
元年度	千円 2,444,520	千円 229,442	千円 77,276	% 3.16	% 2.63

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費25,037千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費			(参考) 一人当たり 給与費 (B/A)	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費	
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当			計 B
元年度	人 12	千円 43,522	千円 19,671	千円 17,811	千円 81,004	千円 6,750	千円 6,113

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、令和2年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

--

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (令和2年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
戸 田 市 (下 水 道 事 業)	42.8 歳	351,757 円	562,528 円
団 体 平 均	43.0 歳	337,379 円	508,852 円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
2 団体平均のデータについては、総務省から提供があった最新のもの。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

戸 田 市 (下 水 道 事 業)				戸 田 市 (水道・下水道事業以外)			
1人当たり平均支給額 (令和元年度)				1人当たり平均支給額 (令和元年度)			
1,484 千円				1,656 千円			
(令和元年度支給割合)				(令和元年度支給割合)			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
2.60 月分	1.90 月分			2.60 月分	1.90 月分		
(1.45) 月分	(0.9) 月分			(1.45) 月分	(0.9) 月分		
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%				職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%			

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当 (令和2年4月1日現在)

戸 田 市 (下 水 道 事 業)				国			
(支給率)	自己都合	勸奨・定年		(支給率)	自己都合	勸奨・定年	
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分		勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分		勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分		勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分		最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	
				その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 割増率(2~45%)			
1人当たり平均支給額 0 千円 0 千円							

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。
2 国のデータについては、平成31年4月1日時点のもの。

ウ 地域手当（令和2年4月1日現在）

支給実績（令和元年度決算）		4,834 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和元年度決算）		402,833 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
市内全域	10 %	12 人	10 %

エ 特殊勤務手当（令和2年4月1日現在）

支給実績（令和元年度決算）		34 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和元年度決算）		3,091 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和元年度）		91.7 %	
手当の種類（手当数）		3	
手当の名称	主な支給対象職員及び業務	支給実績 （平成30年度決算）	左記職員に対する支給単価
現場業務手当	交通頻繁な道路上での水道の使用開始、中止、給水停止等の現場業務に従事した職員	0	日額200円
	交通頻繁な道路上での水道施設の工事の監督、維持管理等の現場業務に従事した職員	0	
災害対策業務手当	災害対策業務に従事するため、正規の勤務時間外に緊急呼び出しにより出勤した職員	9,600	1回600円
	道路若しくは周辺又は河川の堤防等において行う巡回監視又は応急作業若しくは応急作業のための災害状況調査等に従事した職員	21,000	日額1,400円
	災害業務に従事した管理職員（正規の勤務時間を除く。）	3,600	日額600円
下水道業務手当 ※H26.4.1改正による	地下に敷設された管、マンホールに入り、汚泥、雑排水等の流れを調査する業務に従事した職員	0	1回500円

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和元年度決算）	7,983 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和元年度決算）	887 千円
支給実績（平成30年度決算）	4,680 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成30年度決算）	468 千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和元年度決算）」を同じ年度の4月1日現在の総職員数現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和2年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価		国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和元年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和元年度決算)				
扶養手当	配偶者	6,500円	同	-	2,297 千円	287,125 円				
	子	10,000円	同	-						
	子以外	6,500円	同	-						
	16歳から22歳までの子への加算措置	各5,000円	同	-						
住居手当	借家 (最高限度額)	28,000円	同	-	1,674 千円	186,000 円				
	自家	7,500円	異	国0円						
通勤手当	交通機関等利用者	運賃等相当額 (通勤距離が片道2km以上、上限なし)	異	国(通勤距離が片道2km以上、上限55,000円)	618 千円	56,182 円				
	交通用具使用者	距離に応じた定額(通勤距離片道2km以上)	同	-						
管理職手当	部長	80,000円	異	国は、俸給の特別調整額区分別に定められた額を支給(33,200円~130,300円)	2,160 千円	720,000 円				
	参事、参与、次長	70,000円								
	副参事、課長	60,000円								
	主幹	50,000円								
休日勤務手当	休日給	135/100	同	-	0 千円	0 円				
夜間勤務手当	夜勤手当	25/100	同	-	0 千円	0 円				
宿直手当	一般の宿日直	6,500円	異	国4,200円	0 千円	0 円				
	医師の日直	20,000円	同							
	常直	7,000円	異	国21,000円						
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要等により週休日又は休日等に勤務した場合	/		/		74 千円	24,667 円			
	部長相当職							12,000円	異	俸給の特別調整額適用職員については、6,000円~18,000円
	次長相当職							11,000円		
	課長相当職							10,000円		
	主幹相当職	9,000円								
	管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要等により週休日等以外の日の深夜に勤務した場合	/		/		0 千円	0 円			
	部長相当職							6,000円	異	一種~五種適用職員については、3,000円~6,000円
	次長相当職							5,000円		
課長相当職	4,300円									
主幹相当職	3,500円									

4 職員の休業に関する状況

(1) 育児休業等の取得状況(平成31年4月1日～令和2年3月31日)

休業の種類	育児休業者数	部分休業者数	育児短時間勤務者数	配偶者同行休業者数
新たに休業を取得した者	34	16	0	2
前年から引き続いている者	21	9	1	0

(2) 育児休業等の承認期間
※令和元年度の新規取得

育児休業承認期間

	6月以下	6月超え 1年以下	1年超え 1年6月以下	1年6月超え 2年以下	2年超え 2年6月以下	2年6月超え
男性職員	13	0	0	0	0	0
女性職員	0	7	8	4	1	1

部分休業承認期間

	1年以下	1年超え 2年以下	2年超え 3年以下	3年超え 4年以下	4年超え 5年以下	5年超え
男性職員	0	0	0	0	0	0
女性職員	10	6	0	0	0	0

1日の部分休業承認期間

	30分以下	30分超え 60分以下	60分超え 90分以下	90分超え
男性職員	0	0	0	0
女性職員	1	4	2	9

育児短時間勤務承認期間

	3月以下	3月超え 6月以下	6月超え 9月以下	9月超え
男性職員	0	0	0	0
女性職員	0	0	0	0

配偶者同行休業承認期間

	6月以下	6月超え 1年以下	1年超え 1年6月以下	1年6月超え 2年以下	2年超え 2年6月以下	2年6月超え
男性職員	0	0	0	0	0	0
女性職員	0	0	0	0	0	2

5 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の概要

※一般職員のみ

1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38時間45分	8:30	17:15	12:00～13:00

(2) 休暇取得状況

※一般職員(市長事務部局)のみ

年次有給休暇の取得状況(平成31年4月1日～令和2年3月31日)

総付与日数(A)	総取得日数(B)	対象職員数(C)	平均取得日数 (B/C)	消化率%(B/A)
17,219.4	5,529.7	445	12.4	32.1

(3) 時間外勤務の状況

時間外勤務時間(令和元年度)

年間時間外勤務時間数	対象職員数	一人当たりの時間外勤務時間
120,011.0	737	162.84

6 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況

分限処分者数(令和元年度)

(単位:人)

区分	分限処分者	処分事由
免職	0	
休職	10	心身の故障
降任	0	
降給	0	
合計	10	

(2) 懲戒処分の状況

懲戒処分者数(令和元年度)

(単位:人)

区分	懲戒処分者	処分事由
免職	0	
停職	1	公務外非行
減給	8	服務違反、公務外非行
戒告	9	服務違反、交通違反、監督責任
合計	18	

7 職員のサービスの状況

(1) 営利企業等従事制限に係る許可の状況

営利企業等従事制限許可件数		(令和元年度)
区分	件数	承認した主な事項
申請	10	講師
承認	10	

8 職員の退職管理の状況

(1) 退職管理の概要

地方公務員法及び戸田市職員の退職管理に関する条例に基づき、職員の退職管理の適正化を図っている。

<再就職者による依頼等の規制>
営利企業等に再就職した元職員のうち、離職前5年間の職務に関して、離職後2年間は現役職員に働きかけをすることを規制している。

<任命権者への届出>
離職後2年間のうちに営利企業等に再就職した元職員のうち、離職前に管理又は監督の地位に就いていた者に対して、再就職情報の届出を義務付けている。

平成31年度における退職者の再就職情報は次のとおりである。

離職時の職	離職日	再就職日	再就職先の名 称	再就職先 における地位	再就職先の業務内容

9 職員の研修の状況

(1) 研修の概要

幅広い視野と創造性の豊かな人材を育成するために職員研修を実施しております。
 なお、令和元年度に実施した職員研修の受講者延べ総数は、(793)名です。

【令和元年度研修実施結果一覧】

研修区分	研修名(研修機関名)	日数	受講者数	備考
職場研修	フレッシュトレーニング	6ヶ月	28名	
	OJTリーダー養成研修	1日間	20名	
	職場研修計…(a)		48名	
パワーアップ研修	新規採用職員研修(前期)	8日間	41名	市主催
	新規採用職員研修(後期)	5日間	35名	市主催
	2年目職員研修	4日間	28名	市主催
	3年目職員研修	3日間	25名	市主催
	5年目職員研修	2日間	23名	市主催
	中級職員研修	3日間	24名	広域連合
	新任主任職員研修(前期)	3日間	26名	市主催
	新任主任職員研修(後期)	3日間	23名	市主催
	新任副主幹職員研修	3日間	10名	市主催
	〃	3日間	11名	広域連合
	新任主幹職員研修	1日間	13名	市主催
	〃	2日間	13名	広域連合
	新任課長職員研修	2日間	7名	市主催
	〃	2日間	4名	広域連合
	パワーアップ研修小計…①		283名	
チャレンジ研修	エクセル研修	1日間	14名	
	会計事務の基礎研修	1日間	12名	
	窓口対応における英会話研修	1日間	11名	
	データ分析力向上研修	1日間	10名	
	チャレンジ研修小計…②		47名	
	特別研修	人権問題研修	1日間	19名
手話研修		10日間	19名	
内部環境監査員養成研修		1日間	13名	
障害理解促進研修		1日間	47名	
特別研修小計…③			98名	
		一般研修計(①+②+③)…(b)		428名
派遣研修	(市町村職員中央研修所)		10名	9コース
	(彩の国さいたま人づくり広域連合)		26名	16コース
	(全国建設研修センター)	5日間	1名	
	(民間企業派遣)	2週間	1名	
	(その他研修機関)		21名	NOMA等
		派遣研修小計…(c)		59名
自己啓発	教養講座(ハラスメント防止)		57名	
	教養講座(障害理解促進)		90名	
	教養講座(広報)		47名	
	教養講座(協働)		48名	
	eラーニング		2名	2コース
	聴講研修(文書作成能力向上)		6名	
	聴講研修(協働)		1名	
	聴講研修(クレーム対応能力向上)		0名	
	聴講研修(法制執務)		0名	
	聴講研修(財政(基礎))		1名	
	聴講研修(財政(応用))		1名	
	聴講研修(議会運営)		1名	
	通信教育講座		4名	4コース
		自己啓発小計…(d)		258名
令和元年度研修受講者延べ人数 (a)+(b)+(c)+(d)			793名	

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生制度の概要

1. 埼玉県市町村職員共済組合

区分	令和元年度		内訳 水道企業会計分		内訳 下水道企業会計分	
	加入者数	市負担状況(円)	加入者数	市負担状況(円)	加入者数	市負担状況(円)
埼玉県市町村職員共済組合	886	1,166,459,226	20	25,439,909	11	16,504,651

②事業内容

市職員の共済組合制度は、社会保険制度の一環として設けられております。なお、我々職員の共済制度を運営している埼玉県市町村職員共済組合は、大きく分けて次の3つの事業を行っています。

- ・短期給付事業→組合員である職員(以下「組合員」という。)とその家族の病気・ケガ・出産・死亡等に対して必要な給付を行う。
- ・長期給付事業→組合員の退職・障害又は死亡に対して年金又は一時金の給付を行う。
- ・福祉事業→健康診査などの健康の保持増進事業、保養施設の運営、住宅資金の貸付などを行う。

2. 戸田市職員互助会

区分	令和元年度		内訳 水道企業会計分		内訳 下水道企業会計分	
	加入者数	市負担状況(円)	加入者数	市負担状況(円)	加入者数	市負担状況(円)
戸田市職員互助会	885	0	20	0	11	0

②互助会負担率(給料月額に対する割合) 職員会費 市助成金 負担割合(個人:市)

平成29年度	3 / 1000	0	-
平成30年度	3 / 1000	0	-
令和元年度	3 / 1000	0	-

③事業内容

地方公務員法第42条の規定に基づき、職員の相互共済及び福利厚生に資するため、職員互助会(職員の会費により運営)を組織し、共済給付活動(結婚・出産祝い等)及び福利厚生事業(レクリエーション施設の補助等)を実施しています。

- ・共済給付活動→結婚、出産等の祝い金や災害見舞金の給付
- ・福利厚生事業→宿泊施設や契約施設の利用補助

④見直しの状況

- ・平成22年度に互助会全般の見直しを行い、市助成金の削減(会費と同額から会費の3割へ削減)及び事業の見直し(各種祝い金の減額、レクリエーション活動助成の廃止)を行いました。
- ・職員互助会に対する市からの助成金(公費)について、平成26年4月1日をもって廃止しました。

(2) 公務災害等の発生状況

区分	令和元年度	認定件数
公務災害		4
通勤災害		4
合計		8

11 公平委員会の状況

(1) 勤務条件に関する措置の要求等の状況

令和元年度

区 分	件 数
勤務条件に関する措置の要求	0
不利益処分に関する不服申立	0